

# 処方箋 第50号

処方箋 第50号

## 『お金で救われる??』そんなんあれへん!!

1年前、**広告を見て**悩み事があったので「願いが叶うブレスレット」を**2万円で購入**した。その後、電話で「不幸の気がある」と言われ、悩みを話してしまい、次々に運気を上げるための**新たな開運商品や祈禱サービス**を契約させられた。**総額約1000万円を支払った**が、何の効果もない。支払ったお金を返してほしい。(70歳代 女性)



### <相談の経緯>

人の不安に付け込む**悪質な手口**です。(図参照) 契約から時間が経っていても**取り消しやクーリングオフが可能な**こともあります。事例のケースは契約先 1 社のみと連絡が取れ、**粘り強い交渉の結果、450万円が返金**されました。

はがきで開運ブレスレットを**注文**(^o^)



届いた商品の中に使用方法を説明するとあったので**業者に電話**(^-^)



業者に悩みを聞かれ、打ち明ける  
⇒**業者に弱みを握られる**(@\_@;)



「**家族が不幸なのはあなたのせい**」などと言われ、運気を上げる高額商品を勧められ購入 (>\_<)



その後も次々に勧められ、言われるままに購入し気づけば**通帳が空になってしまっていた**(TT)

☆こんな言葉に**要注意!**

「このままでは不幸になる」

「大金が手に入る」

「病気が治る」

※病気を治すためにこれらに頼ると、適切な時期に治療を受けることができなくなり非常に危険です。



特に女性は**要注意!** (全世代で女性の被害は男性の3倍強!)

ご相談は…  
まずは  
お電話!!

但馬消費生活センター  
たじま消費者ホットライン  
マスコットキャラクター  
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

**消費者センターは生活のお医者さん**

但馬消費生活センター

**相談電話:0796-23-0999**

たじま消費者ホットライン

**相談電話:0796-23-1999**